

仕 様 書 (案)

1 件名

「学生 PLACE+」を中心とした学生活動の支援等業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限（予定）

金4,600,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 委託業務の実施に係る費用は、全て、上記金額の範囲内とする。

4 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

(1) 「学生 PLACE+」の管理・運営等について

学生が大学の枠を越えて交流・連携を図ることができる活動拠点として設置されている「学生 PLACE+」について、円滑に運営するとともに、学生の利用を促進すること。また、「学生 PLACE+」を拠点にしつつ、学生が、地域や地域企業等と連携・交流し、京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、助言等を行うこと。

ア 開館日及び開館時間について

原則、京都市大学のまち交流センターに準じ、以下のとおりとする。

開館日 : 火曜日～日曜日

月曜日及び12月28日から翌年1月4日までは休館

開館時間：午前9時から午後9時30分まで

イ 管理・運営について

(ア) 地域や地域企業等と連携・交流し、京都のまちの活性化等に取り組む学生への交流スペースの開放（事前予約での貸出しも含む）

(イ) 大学のまち交流センターの施設管理者へ、予約状況を連絡

(ウ) 登録団体等に対する備品等の貸出し

※ 貸出用のメールボックス等、**別紙1**に記載の備品等については、本市が受託者に無償で貸与する。

※ 学生 PLACE+内で使用するメールボックス以外の備品等の貸出し事務は除く。

(エ) 市民活動総合センターなど他の活動拠点との連携（例：広報協力等）

(オ) 学生 PLACE+の利用を促進するサービスの開発・実施

(カ) 学生 PLACE+の円滑な運営に必要な消耗品等の調達

(キ) 学生 PLACE+の管理・運営マニュアルの整備

(ク) 学生 PLACE+ウェブサイトの管理・運営

(ケ) 学生 PLACE+利用環境の定期的な維持管理（整理・整頓・点検等）

(コ) 京都市大学のまち交流センターの施設管理者との連絡調整

ウ 助言・相談について

学生の活動が円滑に展開できるよう、経験豊富な職員と幅広いネットワークによる効果的な助言等を行うこと。また、必要に応じて、地域の結節点となる区役所とも連携し、学生と地域とのマッチングを支援すること。なお、具体的な回数や方法については、提案をもとに本市との協議により決定するものとする。

(7) 学生の活動について、オンライン等の活用により常時相談を受け付ける体制を整えるとともに、対面で相談や助言を行う職員を「学生 PLACE+」に配置（少なくとも週1回、各回2時間以上）

(4) 学生からの相談への対応（例：地域・地域企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動に取り組む、或いは、そうした活動を今後行いたいと考えている学生からの相談対応・マッチング支援等）

(5) 学生と連携した活動等を希望する地域団体等からの相談対応及びマッチング支援

(6) 大学の地域連携センターやボランティアセンター、市民活動総合センター、青少年活動センターなど各種施設等への案内

(2) 学生の活動発信及び交流の促進

活動開始から間もない学生や本格的な活動には至っていないが地道に活動を続ける学生など、京都市内のまちの活性化に繋がる活動を行う学生の活動の発信や、そうした活動を行う学生同士や地域や企業との交流を促進すること。

その一環として、「学生 PLACE+」における、学生同士・地域や企業との交流を促進するイベントや交流会等を3回程度開催すること（具体的な回数や方法については、提案をもとに本市との協議により決定するものとする。）。

(3) 情報収集・発信

学生の活動に資する様々な情報を収集し、ウェブサイト、掲示板等の活用や、各大学の関係部署を通じて発信するとともに、学生に本業務に関する情報を提供すること。

ア 学生の活動に資する様々な情報の収集

イ アで収集した情報の発信及び市政情報の学生への提供

ウ 本業務に関する各種広報活動（リーフレット作成・発送、ウェブサイトの運用等）、問合せ対応

エ 登録団体に関する活動情報などの発信（例：大学や他の施設との連携、HPやSNSでの配信、展示スペースを活用した学生制作物の展示等）

(4) 職員研修会における助言等

本市職員等が学生との協働事業等を円滑に進められるよう、本市が庁内向けに実施する研修会等において、行政と学生が連携・協働する取組の事例紹介や、学生への対応や連携時の留意点等について講師として助言等を行うこと（実施回数：1回、所要時間：60～90分程度）。当日の企画及び運営は本市で行う。

(5) 物品の調達

別紙1に定める物品は、本市が無償で貸与する。

その他、本業務の実施に必要な物品等については、受託者が調達する。

(6) 備品等管理業務

本市が無償で貸与する物品及び受託者が委託料で調達した物品については、適切に管理し、備品類に滅失、破損、不具合が生じたときは、速やかに報告するこ

と。

また、契約期間が満了したとき（継続して契約を締結したときは除く。）は、本市からの貸与物品については速やかに本市に返納するとともに、本業務の運営業務委託料で調達した物品については、本市に無償で譲渡するものとする。

(7) サービス向上の取組

利用者の満足度及びニーズの把握に努め、その結果を本業務に反映させるなど、常にサービスの向上に努めるとともに、利用者等からの苦情に対しては、適切かつ責任のある対応を行うこと。

(8) 業務の報告

本業務で収集した各種情報の取りまとめを行い、業務終了後に報告書として提出すること。また、本市の指示により、適宜、定期的を開催する定例会において、業務の進捗状況を本市に報告すること。

(9) その他

その他、本業務に関して、本市が必要と認める業務

5 支払方法等

委託料の支払いは、請求に基づく通常払又は分割払とする。委託金額は、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むので、追加費用は一切請求できない。

6 個人情報保護、守秘義務等

- (1) 個人情報保護法、京都市個人情報保護条例等の例規を遵守し、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。
- (2) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、委託業務期間中及び終了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (3) 本仕様書に記載のない項目については、別紙2「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」の定めるところによる。

7 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたり、本市及び京都市大学のまち交流センターの指定管理者と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務は「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業」の一環として行うものであるため、同じく本事業の一環として、(公財)大学コンソーシアム京都が本市と協働で別途実施する、「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業 トライアル枠」に係る運営事業者（(公財)大学コンソーシアム京都が委託予定）とも連携を図ること。
- (3) ウェブサイトについては、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できるようウェブアクセシビリティに配慮すること。また、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、定期的なバックアップなど、安全性・信頼性の確保に必要な措置をとること。

なお、ウェブサイトの構築に係るドメインの取得費用、ウェブサーバのホスティング

ング費用等は、委託金額に含むものとする。

- (4) 本業務委託は、本仕様書に記載されている事項のほか、京都市の契約事務に関する規則や要綱等に基づくものとする。また、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、京都市と受託者とが都度協議して定めるものとする。
- (5) 本業務で用いる「学生」とは、原則、大学及び短期大学に通う学生（大学院生を含む）を指すものとする。